

春日井市フッ化物塗布実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、乳幼児及び小学生のう蝕予防を図るため、歯へのフッ化物の塗布（以下「フッ化物塗布」という。）の実施について必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 フッ化物塗布の対象となる者（以下「対象者」という。）は、市内に住所を有する者で、次に掲げるものとする。

- (1) 未就学児
- (2) 市内の小学校に通う小学生
- (3) その他市長が必要と認める者

(実施内容)

第3条 フッ化物塗布は、次に掲げる健康診査等（以下「健診等」という。）において、歯科医師及び歯科衛生士が行うものとする。

- (1) 春日井市1歳6か月児健康診査実施要領（平成9年4月1日施行）に基づく1歳6か月児健康診査
- (2) 春日井市3歳児健康診査実施要領（平成9年4月1日施行）に基づく3歳児健康診査
- (3) 歯の健康教室
- (4) 児童口腔衛生事業

(申込み)

第4条 フッ化物塗布を利用しようとするときは、対象者の保護者（以下「保護者」という。）は、健診等の際に申し出るものとする。

(費用の負担)

第5条 市長は、フッ化物塗布を実施する際に保護者から1回につき300円を徴収するものとする。

(費用の免除)

第6条 前条の費用について、対象者が春日井市就学援助費の支給に関する要綱（平成24年2月1日施行）第7条に基づく認定を受けた者であるときは、その

全額を免除することができる。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成14年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年5月1日から施行する。
- 2 改正後の春日井市フッ化物塗布実施要綱の規定は、平成27年5月1日以後のフッ化物塗布の費用について適用し、同日前のフッ化物塗布の費用については、なお従前の例による。